

公式アカウント運用ポリシー

開設所属	寒川町議会
開設・運用の目的	町議会基本条例第 6 条第 2 項の規定にのっとり、町議会や町議会の取り組みなどを広く知ってもらうことを目的とします。
情報発信の内容	町議会や町議会の取り組みに関する情報
アカウント情報等	(1) ソーシャルメディアサービス名：ユーチューブ (YouTube) (2) アカウント名：寒川町議会チャチャ channel (3) ページ URL： <a href="https://www.youtube.com/channel/UCpsQfvn6UrZkNdTBCzA2yEA">https://www.youtube.com/channel/UCpsQfvn6UrZkNdTBCzA2yEA</a>
運用体制	総責任者：町議会議長 運用責任者：町議会広報広聴委員会委員長 運用担当者：広報広聴委員会及び町議会事務局
運用期間	令和 8 年 2 月 24 日から
運用時間	原則として開庁時間（8 時 30 分～17 時）に、運用担当者が運用責任者と協議のうえ、投稿します。ただし、運用責任者が特に認めた場合は、この時間以外にも必要に応じて投稿することができることとします。
投稿に対する返信等	(1) 当アカウントへの質問やコメントなどに対し、原則として町議会から個別の回答はしません。 (2) 当アカウントでは、町議会へのご意見・ご質問は取り扱いません。ご意見・ご質問は町議会ホームページの問い合わせフォームをご利用ください。 <a href="https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/cgi-bin/inquiry.php/49?page_no=18521">https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/cgi-bin/inquiry.php/49?page_no=18521</a>
利用者への注意事項	利用者が当アカウントにコメントを投稿する場合、次の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、又はする恐れがあると運用者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合があります。 (1) 特定の個人、団体等を誹謗中傷する内容 (2) 他のユーザーになりすましたもの (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とした内容 (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動を目的とした内容 (5) 著作権や商標権、肖像権など町又は第三者の知的所有権を侵害するおそれのある内容 (6) 法律、法令に違反している内容又は違反する恐れがある内容 (7) 公序良俗に反するもの

	<p>(8) 投稿を承諾していない個人に関する情報など、プライバシーを害する内容</p> <p>(9) 有害なプログラム</p> <p>(10) 各ソーシャルメディア運営会社の定める利用規約に反する内容</p> <p>(11) 投稿内容と関係ない内容</p> <p>(12) その他当アカウントの運営上、町議会が不相当と判断した内容</p>
知的財産権	<p>当アカウントに掲載されている情報に関する知的財産権は、町議会又は原作者に帰属しますので、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法で認められている場合を除き、無断で複製し、転用することはできません。</p>
免責事項	<p>町議会は、当アカウントで発信した内容及びそこからリンクされているウェブサイトを利用したことで発生したトラブル及び損害については、一切責任を負いません。</p>
運用ポリシーの変更	<p>当アカウントの運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。</p>
個人情報に関する取扱い	<p>個人情報の収集、利用、管理については、「寒川町議会の個人情報の保護に関する条例」および「寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則」に準じて、適正に取り扱います。</p>
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>• やむを得ない理由により、当アカウントを運用することが困難となった場合は、当アカウントを削除することがあります。その際は町議会ホームページで、その旨をお知らせします。</li> <li>• 当アカウントからの情報発信については、正確性の確保には十分留意しますが、ソーシャルメディアの特性上、後日訂正する場合がありますことを予めご了承ください。</li> </ul>
備考	<p>当運用ポリシーに関する問い合わせは、 議会事務局総務担当 (Tel0467-74-1111 内線 342)</p>